

司法と福祉の連携について考える ～司法関係に関わった障害のある人の支援～

日増しに秋の深まりを感じる季節となった平成30年10月18日(木)に第240回障害者地域生活支援研究会が開催されました。今回のテーマは、“司法と福祉の連携について考える～司法関係に関わった障害のある人の支援～”でした。

初めに、北九州第一法律事務所 弁護士 迫田 学氏より、障害のある方の消費者問題や債務整理に関する支援と関わりについて、事例をもとにお話をいただきました。実際に行ってきた支援を通して、障害のある方々が安定した生活を送っていくためには、弁護士一人の力だけではなく、それぞれの専門分野の支援者が力を出し合うことで、具体的に進めていくことができるので、そのためには、普段から福祉関係者などと顔の見える関係を築いていくことが必要であるというお話がありました。また、法テラスの利用についてもご説明があり、ご本人に負担のない形で弁護士への相談方法についてもお話がありました。



次に、福岡県更生保護就労支援事業所 所長 廣末 登氏より、更生保護就労支援事業についての説明とこれまでの取り組み、関係機関との連携について事例をもとにお話をいただきました。福岡県更生保護就労支援事業所では、何らかの罪を犯し、保護観察がついた人の就労支援を行っており、10代から80代まで幅広い年齢の方が対象の事業です。障害のある方の支援については、福祉関係者との連携を行いながら、就労に至らなくてもその方に最善と思われる支援を行っているとのことでした。就労支援を行う中で、罪を犯す人の中には、本人だけの問題ではなく、家庭環境が要因となっているケースもあり、社会の中で孤立を防ぎ、社会参加をするためには、司法と福祉の連携が必要とのことでした。



最後に、福岡保護観察所北九州支部 社会復帰調整官 中釜 大祐氏より、医療観察制度の概要および社会復帰調整官の役割についてお話をいただきました。まずは、医療観察制度とは、対象行為を行った人が必要な治療を受けながら、社会復帰するための制度であるという説明があり、社会復帰調整官は、地域の中で安心して暮らせるように医療観察制度の最初から最後まで関わり、見守りなどをする役割があるとのことでした。医療観察制度の流れとしては、まずは審判によって医療観察制度の対象としての処遇が決まるとのことです。指定病院で適切な治療を受け、社会復帰調整官の調整で社会復帰の準備をしていくとのことでした。支援をするにあたって、医療機関だけではなく、地域の支援者、社会復帰調整官とともに社会復帰を目指していくとのことでした。

北九州市障害者自立支援協議会では、触法障害者支援研究会を設置し、北九州における触法障害者支援のあり方について検討し、司法と福祉の支援ネットワーク構築を目的として取り組みを進めてきました。

今回は、司法関係者の方々に、実際の取り組みを通して障害のある方の支援や福祉関係者との連携についてお話をいただきました。司法および福祉等の関係者以外の皆様にも、触法障害者への理解や協力を求めていきたいと思っております。

尚、本日の参加者は62名。内新規の方は28名でした。ありがとうございました。



けんたくん

※こちらの議事録は
北九州市障害者自立支援協議会の
ホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>



しえんちゃん

